



INTERCOUNTRY

インターカントリー

No.46 2014

社会福祉法人 日本国際社会事業団

International Social Service Japan

新年明けましておめでとうございます

新しい年が皆様にとりましてご多幸とご健康に恵まれますようお祈り申し上げます。

ISSJは、実親からの養育が受けられない子どもに対する国際養子縁組、国際結婚の破綻から来る子どもの奪い合いや、国境を越えて別れ別れになった家族探し、日本で難民申請をしている人へのカウンセリングや医療費支援、またカンボジアの貧困家庭の子どもへの給食付識字教育、国際ソーシャルワーカーの育成等、『国境を越えて愛の手を』モットーに、国際福祉活動を続けております。

最近実親による子どもへの虐待や子殺しの悲しいニュースが毎日のように報道されます。そのたびに私たちは悔しくて地団太を踏みます。私たちに1本の電話を入れて下されば、子どもと母親を救えたかもしれない。母親は自分の子どもは可愛いと思うものだということが前提で、母親は責められます。しかし、様々な事情で実の子どもであっても愛せないこともあることを私たちは学びました。

今年も一人でも多くの実親の保護が受けられない子どもや、本国政府の保護が受けられない人々、さらに2カ国以上に関わらないと解決できない問題を抱えて苦しむ人々の手助けが出来ますように、役員一同、力をあわせて邁進して参ります。

本年も、ますますのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

理事長 大槻弥栄子



今年も国際養子縁組を援助した家族から近況を知らせるクリスマスカードが届きました



国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 条約の批准について

ISSJ常務理事 大森邦子

近年、日本人の国際結婚及びその破綻の増加に伴い、国境を越える子どもの連れ去りをめぐる問題が表面化しています。日本人が自らの子どもを国外から配偶者に無断で日本に連れ帰る事例が増加する一方で、日本から子が外国人親により国外に連れ去られる事例も発生しています。このような国境を越えた子どもの連れ去りは、子どもに様々な悪影響を与えるので、子どもの利益を最重要視し、元の居住国に子どもを迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流実現のための協力を定めた国際的ルールが『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約』（ハーグ条約）です。

日本政府は、2011年5月にハーグ条約締結に向けた準備を進める旨の閣議了解を行い、外務省が中央当局の機能を担うことが決定されたことに伴って、2013年5月にハーグ条約の締結が国会で承認され、6月にはこの条約の実施に関する『実施法案』も国会で成立しました。今後、中央当局や最高裁における実施のための細則の制定等解決すべき問題はありますが、日本政府が同条約を締結することが決定したことは国際社会で大きく評価されています。

ISSJは長年国際結婚・離婚に関するカウンセリングを行っていますが、国境を越える面会権の行使は、特に離婚に至った理由や言語の面、さらに渡航費や滞在費等経済的において、当事者に大きな負担を強いることもあります。また、親の離婚によって、父ないしは母を失う子どもの心理的な負担を考えると、この問題は慎重にかつ心理や社会福祉の専門家の力によらなければならないと考えています。

ISSJの支援する子どもの奪取のケースは国境を越えていることが前提ですが、夫婦が日本人同士の場合もあります。

ケース1

ISSJはある日本人男性Aさんから、彼が知らない間に海外へ転居してしまった妻と子どもに連絡を取りたいとの依頼がありました。夫婦は3年ほど前に結婚し、すぐに娘にも恵まれ、家族3人順調に生活していたと思われましたが、ある日妻は夫Aさんに対し離婚を切り出しました。原因が思い当たらない彼は夫婦関係を調整しようとあらゆる社会資源を活用し解決を試みましたが、妻は頑なに拒否し続けました。そんなある日、妻は夫に無断で娘を連れて家を出て行きました。Aさんの必死の搜索の結果、Aさんは妻と娘が海外へ転居したことを知り、驚いたAさんはISSJに連絡をしてきました。ISSJはAさんの依頼を受け、妻の転居先のISS支部へ連絡し、現地の青少年福祉局の協力を得ながら、妻と娘の所在確認を行い、またAさん自身も休暇を取って彼の妻子がいる現地へ飛び、独自に搜索を試みました。現在はAさんの妻の所在はある程度確認され、ISS海外支部が窓口となり、現地でのAさんとの対話を、様々な機関や彼女の弁護士を通じて試みており、Aさんと娘との数年ぶりの再会を果たすべく援助は続いています。

ケース2

アメリカに住む日本人男性Bさんは現地で日本人女性と結婚し、程なく二人には子どもが生まれました。子どもはアメリカ・日本の両国籍を得ました。妊娠中から別居を始めた夫婦は、実際に子どもが生まれても上手く行かず、そのまま別居を続けました。子どもは妻が主に面倒を見、夫が訪問をする際には地区のソーシャルワーカーが立ち会って面会を続けました。ところが、アメリカで離婚の裁判が始まると、妻が子どもを連れて日本に帰国してしまいました。妻が東北地方の実家に帰ったことは分かりましたが、Bさんとは連絡を拒みました。ISSJは妻へ連絡を取り、今後の離婚についてや二重国籍の子どもの親権の相談にのりました。そのことで妻自身も決心がつき、夫婦ともに子どものことを考えた離婚に向けての建設的な話し合いが出来るようになりました。現在夫婦はまだ裁判中ですが、面会の必要性については双方が理解しています。



難民理解講座 ころを理解する

ISSJ難民担当ワーカー 石川 美絵子

ISSJでは、2013年に「難民理解講座」として5回の連続講義を実施しました。この講座は主に難民の心理に焦点を当て、どのように支援すればよいのかを検討するものです。第1～3回は精神科医、臨床心理士の方にお話し、うつ病やPTSDなど代表的な精神疾患と治療、異文化での発症例や症状の違いについてお話していただきました。第4～5回では、そのような背景を踏まえて実施される支援に焦点を当て、多文化ソーシャルワークの技法について講義しました。講師に社会福祉系大学の先生をお招きし、ISSJのソーシャルワーカーも講師を務めました。

ISSJでは、日本にポートピープル(インドシナ難民)が到来した1980年代から難民支援を行っています。その手法は社会福祉の方法に基づき、クライアントの心理状態、環境への対処能力に配慮して行うものです。日本に逃げてくる難民の背景は複雑で、私たちには想像もつかない心の闇を抱えている人たちがいます。目の前で親が殺された人、監禁されて拷問を受けた人、騒乱の中で家族が離散し、もう誰とも連絡がつかない人など。ニュース映像で見るような出来事は現実世界のものであり、その人たちが日本にも来ているのです。

難民に起こるトラウマには3種類あると言われ、時間軸に沿って、出身国でのトラウマ、逃げる途中の恐怖や暴力によるトラウマ、逃げた先での過酷な状況によって生じるトラウマがあります。日本にたどり着いて難民申請をしても、あるいは難民認定されても、過去の出来事を乗り越えるまでには膨大な時間がかかり、その間も新たな心の傷を負うことがあります。そのような人々に有効な援助を提供するには、心の問題に関する医療的・福祉的専門知識が不可欠です。それは医師やソーシャルワーカーだけが独占的に提供するものではなく、基本を知ることによって多くの人が支援できるようになります。今回の講座はそのような趣旨に基づいて実施されました。講座には難民に関心を持つ熱心な受講者が多く集まり、全員がほぼ毎回参加してくれました。単なる精神疾患や社会福祉の講義ではなく、異文化理解・難民理解の視座をカバーした実践講座はあまり例がなく、受講者には新鮮だったようです。アンケートでは次のような意見が寄せられました。

「難民にフォーカスした例がたくさんあり、具体的な症状や留意点が浮かび上がってわかりやすかった」、「知らないことが多く、気づけていなかった部分もあり、多くの面で勉強になった」、「現在医療の勉強をしているが、将来的に在日外国人の医療支援にも関わりたいと思っているので、難民・移民に特化した支援方法を教えてもらい勉強になった」

ISSJでは、今後も関係者と連携し、専門知識と現場の知見に基づいた難民支援を実施していきます。

講義概要

難民とメンタルヘルス-異文化で抱えやすい精神疾患の理解と対応

第1回 3月23日(土) 『うつ病』

第2回 6月2日(日) 『統合失調症』

第3回 7月20日(土) 『PTSD』 『心身症(適応障害、身体表現性障害、不安障害)』

難民とソーシャルワーク-社会での適応と包摂、その支援

第4回 8月25日(日) 『女性と子ども』

第5回 10月19日(土) 『多文化ソーシャルワーク』

場所：大正大学 7号館8階 783教室



南アジア出身の難民申請者の精神科通院へ同行するISSJソーシャルワーカー。難民認定審査期間は長期にわたり、困窮した先の見えない生活が続く。心身の調子を崩す申請者は多い。

【UNHCR委託事業】



国際養子縁組援助

ISSJの国際養子縁組の活動をご紹介します。ISSJは児童相談所から7歳男児「たっくん」(仮名)の国際養子縁組の依頼を受けました。父親は誰か分からず、また頼れる身内のいないたっくんの母親は出産してすぐに児童相談所に対し子どもを手放す意思表示をし、行方不明となりました。児童相談所はまずたっくんの日本国内での養親探しに取り組みましたが、先天性の障害があるたっくんを受け入れたいという養親は現れないまま時間が過ぎました。

ISSJは、国際養子縁組によってたっくんの可能性を広げたいという児童相談所の依頼を受け、カナダ在住で日本から養子を迎える希望のあったA夫妻をたっくんの養親候補として適格ではと判断しました。3歳から10歳までの間で養子を迎えたい希望のA夫妻は夫人が日本で勉強していた経験から日本語が堪能で、たっくんとも日本語で会話ができ、カナダでは年齢の高い子どもを養子に迎えるためのトレーニングも受けていました。またA夫妻は度々日本を訪れ、日本の文化や慣習などにも精通し、カナダで認可を受けている養子縁組機関で家庭調査を完了していました。

たっくんとの縁組を打診されたA夫妻はたっくんの養親になる決心をし、日本へ迎えに来たのです。たっくんは初めての「パパとママ」に複雑な心境を抱えながらも、辛抱強く愛情を持って接する養親の元で徐々にリラックスした様子を見せ始めました。現在たっくんは養親とカナダで暮らし、現地の養子縁組機関が彼らの適応をサポートしています。

【公益財団法人JKA競輪補助事業】

国籍取得・送還援助

ISSJでは、国籍のない子どもの国籍取得の援助をしています。今年4月、児童養護施設に暮らす高校2年生の男子生徒が、無国籍状態のまま、退所年齢に近づいていることを心配した児童相談所の担当者から、この生徒の国籍取得の手続きを支援してほしい、という相談が寄せられました。

この生徒の母親は、不法滞在中のフィリピン人で、生徒が生後3ヶ月のときに、家賃滞納のためにアパートを追い出されてしまいました。困った母親は、本児を乳児院に預けましたが、その翌年、児童相談所への連絡を絶ったまま、フィリピンに帰国してしまいました。以来、この生徒は、身寄りのないまま、施設で成長しました。ISSJは、児童相談所に残された母親のパスポートの写しを基に、フィリピンの統計局(NSO)から、母親の出生証明書を手に入れました。この他に、日本の市役所に提出された出生届の記載事項証明と児童相談所による経過説明を添え、児童相談所の担当者を出生登録の宣誓供述人に据えることで、在日フィリピン大使館は、この生徒をフィリピン人を母にもつ未成年者として、出生登録することを認めてくれました。この生徒は、児童相談所の支援を得て、すでに入国管理局から、在留資格を得ていたため、今回の手続きにより「フィリピン国籍を有する」正規滞在者となりました。

【財団法人日本財団援助事業】

難民申請者への援助

ISSJでは、母国より日本に逃れてきた難民の支援を行っています。主に難民認定をまだ受けていない難民申請者を対象としていますが、空港から直接入国管理センターに収容されることもあります。ISSJでは、収容所を訪問し、難民申請者に対するカウンセリングを実施しています。また、収容所外でも、心身いずれにおいても医療にかかりたいと相談があった場合、クライアントの背景や状況を確認し、必要に応じて医療機関へとつなげています。

難民申請者は、母国で受けた精神・身体的苦痛に加え、希望を持って渡った新たな地での収容所内外での不安定な生活により、心身ともにバランスを崩すことは少なくありません。しかし、心身のバランスの崩れに対する考え方やとらえ方は、文化によっても異なり、特に精神の不調により医療機関に行くことへの抵抗感を示す方もいます。このような場合、クライアントの文化的背景にも意識を向け、理解を示しつつ、クライアントに受け入れやすい方法を探り、徐々に医療機関の紹介へと支援をしています。今年も、難民に多く見られる精神疾患や異文化ソーシャルワークなどのテーマを盛り込んだ難民理解講座も開催しました。今後も、クライアントの文化を含む様々な背景に意識を向けながら支援を続けて行きます！

【UNHCR委託事業】



第68回チャリティ映画会・バザー開催のご案内

いつもISSJ映画会バザーをご支援頂きありがとうございます。

第67回映画会は一ツ橋ホールで10月18日に開催し、3回合わせて1089人の皆様に2012年アカデミー賞作品賞、監督賞など5部門で受賞した「アーティスト」をご覧頂きました。ISSJ映画会初の「サイレント&モノクロ」映画の上映で、多くの皆様からは「映画らしい良い映画を見た」「心温まる映画だった」との感想が寄せられました。また、お天気にも恵まれ同時開催のバザーも好評でした。無事に終了できましたのも、ボランティアの皆様をはじめご支援くださる皆様のおかげと感謝しております。皆様からのご支援は参加券、ご寄付、バザーへのご協力を合わせて2,418,260円でした。国境を越えて支援を必要としている子ども達とその家族のために大切に使用させていただきます。

次回第68回映画会は2014年6月25日(水)開催予定で、上映作品は第64回カンヌ国際映画祭グランプリ受賞作品「少年と自転車」です。この作品を撮るきっかけとなったのは監督が日本のシンポジウムで聞いた育児放棄された子どもの話だそうです。“愛は少年を救えるのか”というテーマのもと施設に預けられた少年と里親の女性との心温まる交流が描かれています。

皆様のご来場を心よりお待ちしております。

日時 : 2014年6月25日(水) 11:00、14:45、19:00 (予定)
場所 : 一ツ橋ホール (日本教育会館3F、神保町駅徒歩3分)
上映作品: 「少年と自転車」(2011年 ベルギー=フランス=イタリア 87分)



NHKで放映されたシュン君のその後

平成25年11月15日にNHK大阪で放映された「子どもたちに“家庭”を～なぜ進まない養子縁組～」という番組内で、以前取材を受け反響を呼んだシュン君のその後が取り上げられました。5歳になるシュン君は現在、アメリカでアメリカ人のパパと日本人のママと暮らしています。番組ではシュン君の笑顔が溢れる新生活の様子が映っていました。シュン君の養子縁組の裁判は12月に終わり、現在は楽しくプリスクールに通っています。お問い合わせ下さった皆様、ありがとうございました。

皆様の温かいご支援をお待ちしております

こんな時にご寄付をいただいています。

お誕生日、結婚記念日 子どもや孫が生まれた時
その他、故人の遺志を尊重して

幸せなニュースに接した時



振込先 : 三菱東京UFJ銀行中目黒支店 普通0397932

郵便振替 00190-7-64911

加入者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

団体・法人会費 年/1口 120,000円 団体・法人賛助会費 年/1口 50,000円

個人・グループ会費 年/1口 5,000円 (何口でも可)

その他金額の多少にかかわらず、切手、テレホンカード等ご支援を受け付けております。



ボランティア 千葉 則子



十数年前、大学の先輩からチャリティー映画会のチケットを購入したことがきっかけとなりISSJを知りました。初めの頃は素晴らしい内容の映画の上映を楽しみに出席していましたが、そのうち映画会でのISSJの活動に関するお話や、ロビーの展示物・資料等でその有意義な活動を知り、応援したい気持ちになりました。そんな時、映画会と同時に行なわれるバザーのために手作りのお菓子を作ってもらえないかとお話があり、参加させていただきました。その後バザーでの販売のお手伝いにも加わり、最近では中核ボランティアとして活動させていただいております。ISSJの職員や先輩ボランティアの皆様は、子ども達のために力を合わせて一生懸命活動していらっしゃいます。しかし財政面での支援は十分ではなく、かなり厳しい状況と思われます。今後ISSJに対する支援の輪が益々広がるように心から期待すると共に、私も少しでも皆様のお役にたてるよう、心をこめて活動を続けてまいりたいと思っております。

スタッフ 伊藤 サガー



2012年11月、知人からISSJを紹介され働き始めました。ISSJでは、タイ国籍のクライアントが関わるケースがしばしばあります。タイ語の専門スタッフとしてタイ人クライアント、タイ大使館、タイの社会開発福祉省(DSDW)とのコミュニケーションを円滑に図れるよう努めています。

ISSJに勤務する以前は、いろいろな活動をしていました。イラク戦争終結後の復興支援のため朝日ホールでタイ舞踊の披露、NHK地球ラジオ出演、そして東日本大震災のときもタイ舞踊を踊り支援しました。それに加えて、長い間タイ大使館で困難を抱える在日のタイ人をボランティアとして援助していました。私は国際養子縁組を援助する時、養親が両国の手続きの困難を乗り越えて養子縁組が成立できることをいつも願っています。4年間もの長い時間がかかったケースが、やっと終了となった時の感動は忘れません。これからも日々勉強を重ねたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

ISSJ活動報告2013年9月 12月

9月	10日 法務省研修会出席 11日 本郷税務署来所 18日 第341回理事会開催 19日 第三国定住について、外務省、法務省打合せ 25日 FRJ委員会出席 26日 東京入管研修会出席	30日 UNHCR来所
10月	2日 UNHCR訪問 3日 日本財団 平成24年度助成事業 監査 7日 第三国定住有識者会議出席 9日 日本財団訪問 高木氏と面会 10日 参議院議員 木村義雄氏と面会 13日 UNHCR-AGDM出席 17日 難民支援協会訪問 17日 UNHCR日本代表離任、新代表者任交歓会出席 18日 第67回 チャリティー映画会バザー開催 23日 国際ボランティア貯金によるNGO活動状況報告会出席 24日 FRJ役員会出席 28日 法務省妹川氏来所、 28日 外務省鶴田氏来所、 28日 翔税理士法人桜木氏来所 29日 全国養子縁組団体協議会主催院内集会参加	11月 1日 厚労省家庭福祉課 訪問 1日 上智大学総合人間科学部社会福祉学科 岡知史先生来所 5日 難民に関する三者、法務省、日弁連、FRJ会談出席 7日 席 13~18日 UNHCR来所 18日 カンボジア出張 20日 難民に関する有識者会議出席 25日 FRJ役員会出席 26日 大谷美紀子弁護士来所 27日 松本理事来所 UNHCR 新代表来所 12月 2日 フローレンス代表来所 4日 第一衆議院議員会館にて、UNHCR、難民議連、民間の合同難民シンポジウム出席 4日 公益財団法人JKA 平成24年度補助事業 監査 5日 厚生省家庭福祉課来所 9日 第三国定住に関する有識者会議出席 11日 東京都福祉保健局家庭支援課 面会 18日 外務省打合せ 19日 UNHCR訪問 26日 明治学院大学戸塚校にてISSJ活動紹介

インターカントリー第46号 2014年1月1日発行

発行：社会福祉法人 日本国際社会事業団
International Social Service Japan (ISSJ)
発行責任者：常務理事 大森邦子
発行所：〒113-0034東京都文京区湯島1-10-2
御茶ノ水K&Kビル3F
TEL : 03-5840-5711 FAX: 03-5840-0415
E-Mail : issj@issj.org URL : www.issj.org

ISSJの活動は、JKA(旧日本自転車振興会)、日本財団、郵便貯金簡易生命保険管理機構国際ボランティア貯金、UNHCR(難民高等弁務官事務所)、日本メイスン財団、東京都共同募金会及び個人、団体の会員の皆様、また善意のご寄付を下さいます多くの皆様に支えられています。ありがとうございます。今後ともどうぞご支援、ご協力をよろしく願い申し上げます。